令和5年度税制改正

インボイス制度

林慎也税理士事務所

税理士　林　慎也

目次

◆原則課税と簡易課税

◆消費税の基本的な仕組み

◆適格請求書とは

◆令和5年度の税制改正

① 納税額を売上税額の2割に軽減

② 1万円未満の取引、インボイス保存不要

③ 1万円未満の値引き等、返還インボイスの交付免除

④ 登録希望日に登録が可能に

原則課税と簡易課税

- 原則課税

  売上に係る消費税額ー仕入れに係る消費税額＝納付額

- 簡易課税

  売上に係る消費税額ー（売上に係る消費税額×みなし仕入率）＝納付額

簡易課税のみなし仕入率

事業区分	みなし仕入率
第1種事業（卸売業）	90％
第2種事業（小売業、農業・林業・漁業（飲食料品の譲渡に係る事業に限る））	80％
第3種事業（農業・林業・漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く）、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業および水道業）	70％
第4種事業（第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業および第6種事業以外の事業）	60％
第5種事業（運輸通信業、金融業および保険業、サービス業（飲食店業に該当するものを除く））	50％
第6種事業（不動産業）	40％

※基準期間における課税売上高が5，000万円以下で、その課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税選択届出書」を提出する必要が有ります。

消費税の基本的な仕組み（原則課税）

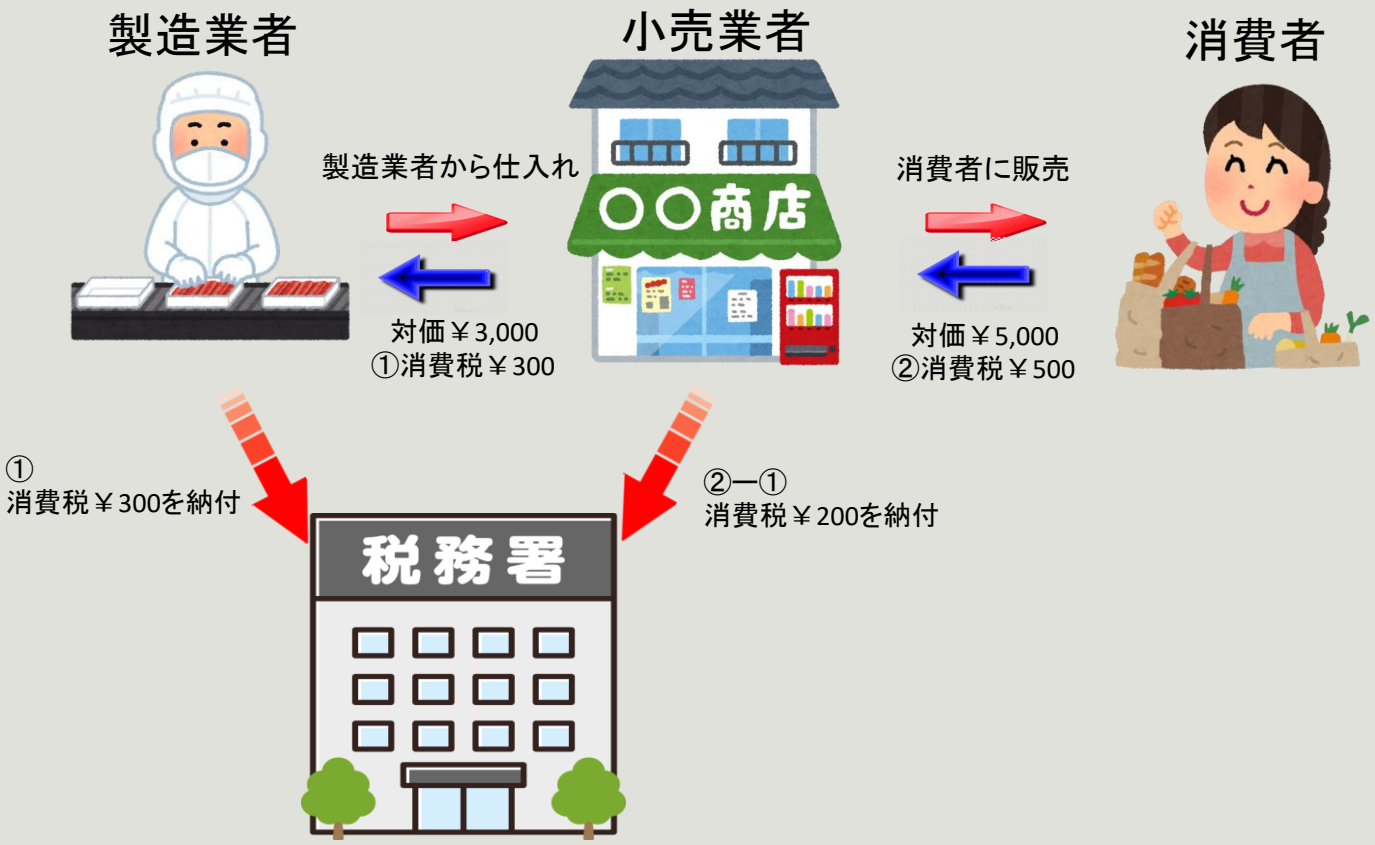

消費税の基本的な仕組み（簡易課税）

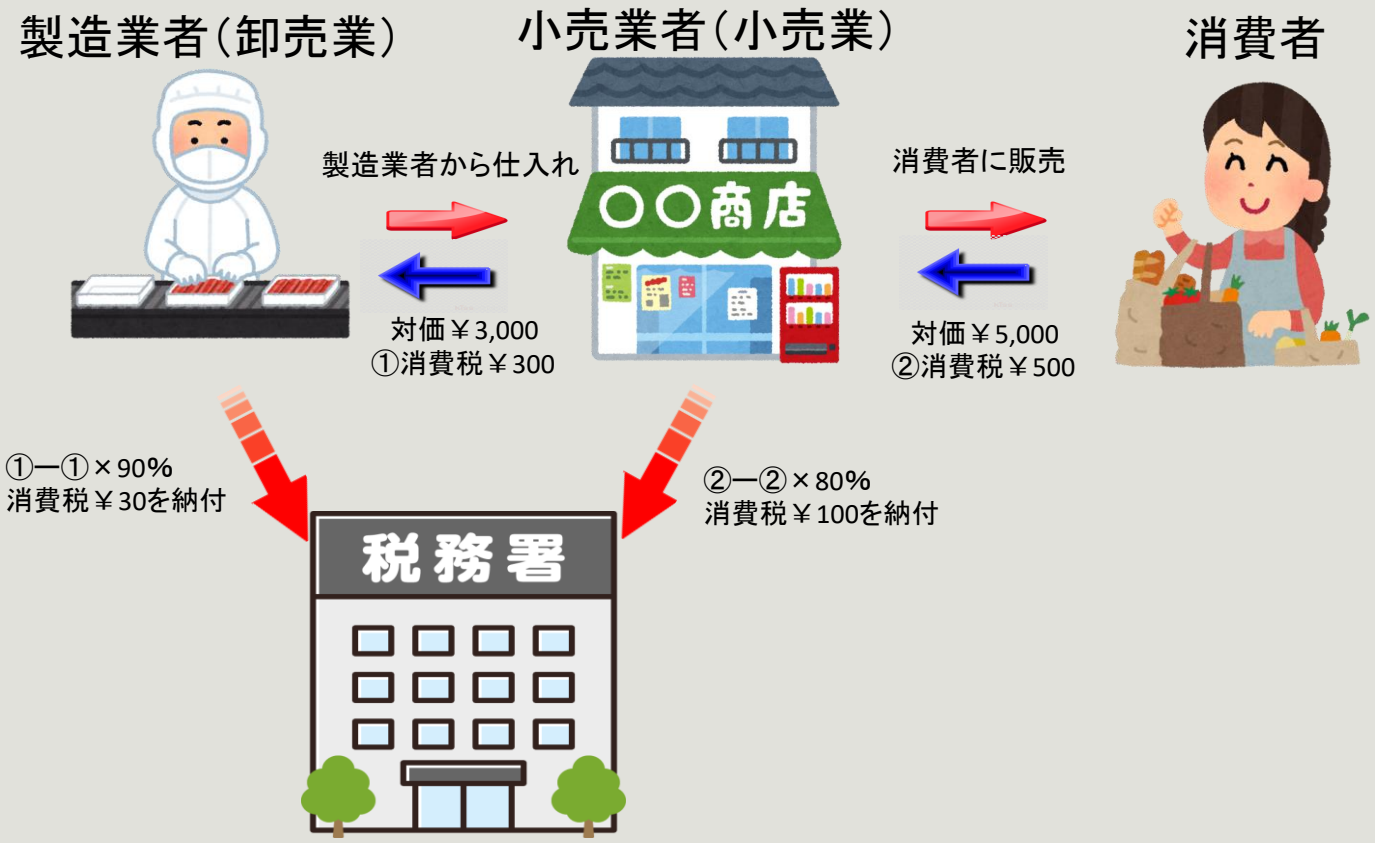

適格請求とは（令和5年10月1日以降）

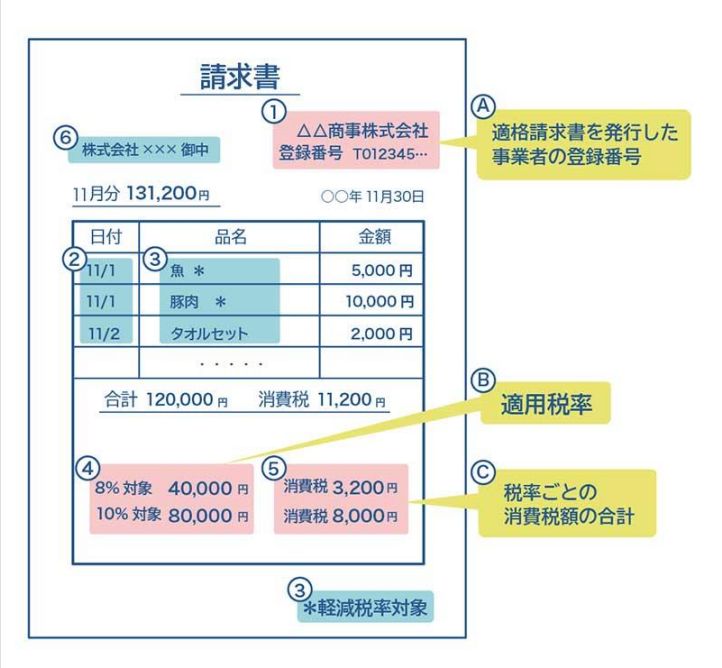

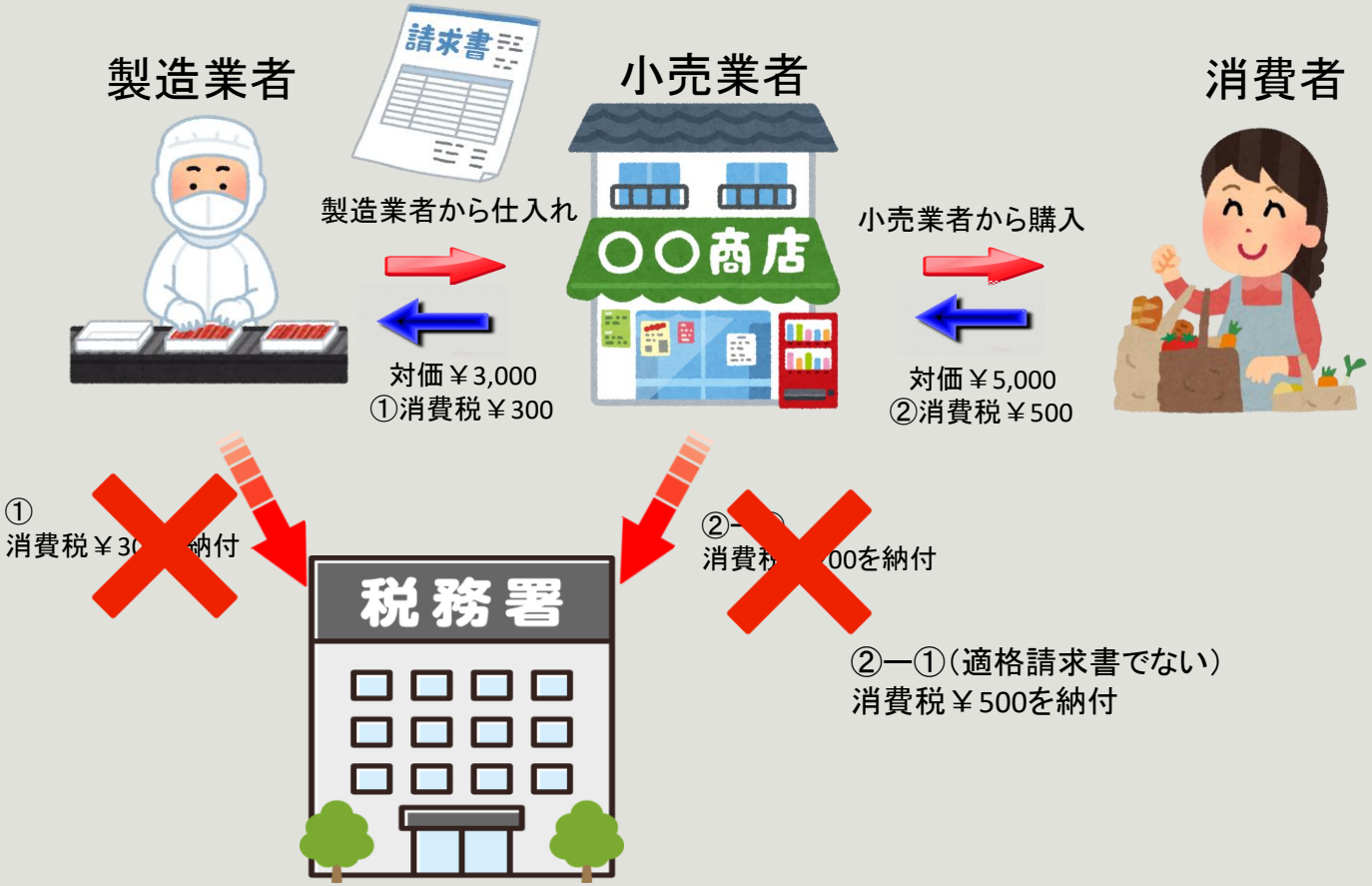

令和5年度税制改正

①納税額を売上税額の2割に軽減（2割特例）

②1万円未満の取引、インボイス保存不要（少額特例）

③少額な返還インボイスの交付義務免除

④インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し

①納税額を売上税額の２割に軽減（２割特例）

内容

例）飲食業

- 原則課税

  売上に係る消費税額￥500ー仕入に係る消費税額￥300＝￥200

- 簡易課税

  売上に係る消費税額￥500ー売上に係る消費税額￥500×みなし仕入率40％＝￥300

- 小規模事業者に対する負担軽減措置

  売上に係る消費税額￥500×20％＝￥100

①納税額を売上税額の2割に軽減（2割特例）

- 対象者

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方

- 対象期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間

- 負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

②1万円未満の取引、インボイス保存不要（少額特例）

- 内容

少額（税込1万円未満）の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも一定の事項を**記載した帳簿の保存のみ**で仕入税額控除ができる。

②1万円未満の取引、インボイス保存不要（少額特例）

- 対象者

  基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者

- 対象期間

  令和5年10月1日から令和11年9月30日までの期間

③1万円未満の値引き等、返還インボイス交付免除

- 少額な返還インボイスの交付義務免除の概要

インボイス発行事業者が国内で行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満である場合には、返還インボイスの交付義務が免除されます。

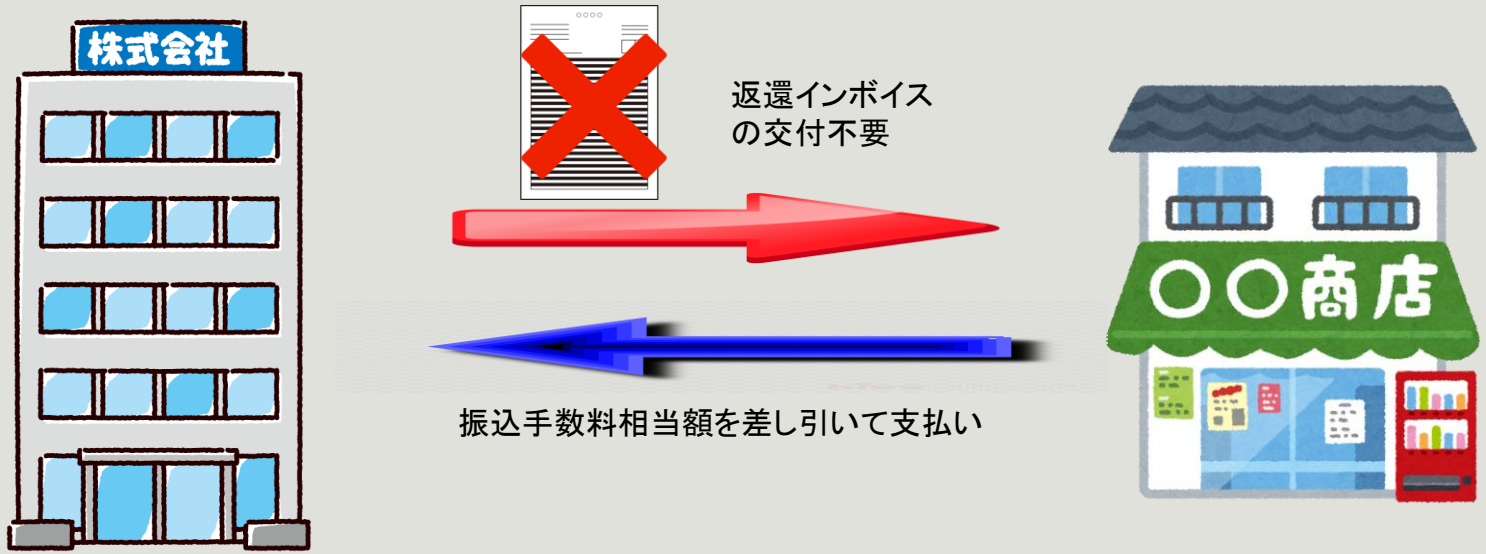

③1万円未満の値引き等、返還インボイス交付免除

- 対象者

  すべての事業者

- 対象期間

  適用期限ありません。

④インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し

- 免税事業者の登録手続

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間において、令和5年10月2日以後にインボイス発行事業者となる場合には、「適格請求書発行事業者の登録申請書」に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載する必要があります。
　この場合、税務署長は当該登録希望日により登録をすることになります。
　なお、実際に登録が完了した日が、登録希望日後であっても、登録希望日に登録を受けたものとみなされます。

- 翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限の見直し

翌課税期間の初日からインボイス発行事業者の登録を取りやめる場合の「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」の提出期限について、取りやめる課税期間の初日から起算して15日前の日までに変更されました。

インボイス制度導入に向けて

令和5年度税制改正

林慎也税理士事務所

税理士　林　慎也